

令和7年8月28日開会

第781回むつ市教育委員会会議

議案等関係書類

## < 目 次 >

議案第 1 号 むつ市社会教育委員の委嘱について（生涯学習課）

議案第 2 号 むつ市公民館運営審議会委員の委嘱について（中央公民館）

## < 事務局からの報告事項 >

報告第 1 号 むつ市議会第 2 6 4 回定例会報告（総務課）

報告第 2 号 臨時代理した事項の報告について（総務課）

報告第 3 号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(捕獲)許可について（生涯学習課）

報告第 4 号 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(伐採・土地の形状変更)に係る協議について（生涯学習課）

報告第 5 号 臨時代理した事項の報告について（学校教育課）

報告第 6 号 令和 7 年度全国学力・学習状況調査結果報告について（学校教育課）

## < その他 >

## 議案第 1 号

### むつ市社会教育委員の委嘱について

むつ市社会教育委員の委嘱について、社会教育法第 15 条の規定に基づき次の 12 名を委嘱したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

(名簿別紙)

### 提案理由

本案は、社会教育法第 15 条の規定に基づき委嘱している、むつ市社会教育委員の委嘱期間が令和 7 年 9 月 30 日をもって満了することに伴い、提案するものである。



## 議案第 2 号

### むつ市公民館運営審議会委員の委嘱について

むつ市公民館運営審議会委員の委嘱について、社会教育法第 30 条第 1 項の規定に基づき次の 15 名を委嘱したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 8 月 28 日提出

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

(名簿別紙)

### 提案理由

本案は、社会教育法第 30 条第 1 項の規定に基づき委嘱している、むつ市公民館運営審議会委員の委嘱期間が、令和 7 年 8 月 31 日をもって満了することに伴い、提案するものである。



むつ市議会第264回定例会報告

会期：6月3日（火）～6月26日（木）

1. 一般質問 6月12日（木）～13日（金）、16日（月）

**質問者 9番 富岡直哉 議員**

**質問事項：1. 下北地区統合校について**

(2) 5月18日に青森県教育委員会が実施した説明会について

(3) 下北地区統合校開設準備委員会の進捗について

**質問の要点：① 説明会の内容や開催時期も含めて、市としてどのように受け止めているのか**

② 5月19日の委員会の議論の内容も含めて進捗を伺う

**【答弁概略】**

1. 下北地区統合校について

① 説明会の内容や開催時期も含めて、市としてどのように受け止めているのか

**（再質問）教育長も説明会に出席していたが、この説明会全体を通してどのように受け止めたのか所感を伺う**

率直に申し上げ、市民の間に広がっている不安の大きさが現れた説明会であったと感じております。

また、説明会では県教育委員会が参加者からの質疑に答える中で、校舎については新築の検討に加え、既存校舎の改修案も検討していることが初めて言及され、驚きをもって伺っていたところであります。

市民の不安の根幹は、県教育委員会の説明不足につきると考えており、私としても機会を捉えては、いつ決まるのか、どのような内容が検討されているのか公表するよう求めてまいりました。このことについては引き続き、要望してまいりたいと考えております。

② 5月19日の開設準備委員会の議論の内容も含めて進捗を伺う

**（再質問）第1回目の準備委員会では、委員から入札中止に関する一連のことについては、どのような意見が出たのか**

私も下北地区統合校開設準備委員会には委員の一人として出席しておりましたので、概要をお答えいたします。

開設準備委員会では、会議案件審議の前に、5月18日に開催された「下北地区統合校に関する説明会」の概要について、参加者からいただいた意見も含め事務局から説明がありました。

その説明を受け、委員の一人から、入札中止は想定できなかつたのかとの質問があり、事務局からは、これまで県立学校の建築工事において入札不調がなかったことから、入札があるものと考えていたとの回答がありました。

別の委員から、万が一、改修工事の入札も不調に終わった場合でも開校時期は変更しないのかとの質問があり、事務局からは令和9年4月に開校できるよう、新たな改築計画を基に進めるか、改修を軸とした施設整備で進めるかを検討しているとの回答がありました。

また、最後に発言された委員からは、保護者が不安に思っているので、施設整備の方向性について早めに決定して欲しいとの意見がありました。

以上が、委員から出された主な意見であります。

### **(再質問) 今後、下北地区統合校開設準備委員会において、校舎の在り方について議論される予定はあるか**

第1回の準備委員会において、事務局から今後のスケジュールが示されましたが、それによりますと「特色ある教育活動や総合学科と工業科の連携を踏まえた施設整備」について、10月に検討することとされております。

しかし、統合校校舎に係る設計・工事予算案の提出締切は、遅くとも11月頃であろうと考えられることから、残念ながら、その意見を予算案に反映できるタイムテーブルとはなっていないものと言わざるを得ません。

よって、県教育委員会事務局に対しては、引き続き早期に検討中の選択肢を提示し、地域とともに協議を進めるよう求めてまいりたいと考えております。

### **質問者 7番 住吉年広 議員**

**質問事項：1. 北極域研究船「みらいⅡ」命名・進水を契機とした海洋研究・教育・地域連携の展望について**

**(4) 次世代を育む「海洋STEAM教育」の推進について**

**質問の要点：① むつ市で取り組んでいる「海洋STEAM教育」について伺う  
② むつ市独自の教育プログラムを構築していく考え方があるか伺う**

### **【答弁概略】**

**1. 北極域研究船「みらいⅡ」命名・進水を契機とした海洋研究・教育・地域連携の展望について**

**① むつ市で取り組んでいる「海洋STEAM教育」について伺う**

**② むつ市独自の教育プログラムを構築していく考え方があるか伺う**

STEAM教育等の各教科の横断的な学習につきましては、当市におきましても生活科や総合的な学習の時間を核として、充実した学習活動が行われており、重要な教育活動であると認識しております。

当市では今年度より「むつ市版海洋STEAM教育事業」を立ち上げ、関根小学校をパイロット校に取組を進めております。具体的には、沖縄県名護市及び神奈川県横須賀市の小学校と当市の小学校を結んだ遠隔授業、関根浜での

フィールドワークのほか、国立研究開発法人海洋研究開発機構むつ研究所、国立大学法人弘前大学教育学部及び教育委員会との連携による理科授業の実施など、むつ市独自のプログラムの開発に協働で取り組んでおります。加えて、今年度は来月寄港予定の海洋地球研究船「みらい」を関根小・中学校の児童生徒が見学する計画もございます。

教育委員会といたしましては、今後も研究機関と連携した海洋STEAM教育の推進のほか、各教科の横断的な学習の更なる充実に努めてまいります。

### **(再質問) 今年度の関根小学校での取組を市内各小・中学校に展開していく予定はあるのか**

学校関係者の中で、20年程前に言われている言葉に、「Think globally, Act locally」があります。現実課題や地域課題のような大きな課題に目を向けて、その課題解決に向かって、「Act locally～自分たちができることから始めていこう～」、そして、それを現実的な課題につなげていこう、そのような考え方であります。

議員御指摘のように、関根小学校において素晴らしい実践が営まれていることは喜びとするところです。そして、地域の状況や課題については、それぞれの小学校や中学校において同一ではありませんので、子どもたちにその課題を認識してもらいところから始めて、そして自分たちに何ができるか、何をすべきか、そうした教育活動がすでに営まれておりますので、我々はそれを地道に支援することによって、議員が思い描いているような教育がなされるものと考えております。

### **(再質問) この取組による子どもたちの変化や成果を外部に積極的に発信する考えはあるか**

子どもたちの変容につきましては、数値でお示しできるような調査は実施しておりません。しかしながら、JAMSTECの授業等では、所長が自ら子どもたちの前に立って、興味関心を掻き立て、「すごく充実した授業で楽しい」という感想もあり、充実した理科の授業がなされているものと考えております。機会を捉えて必要があれば数値的なものも検討してまいりたいと考えておりますが、現段階ではこのような説明で御理解を賜りたいと存じます。

また、子どもたちの成果の発信につきましては、議員御指摘のとおり、学校では素晴らしい活動が営まれておりますので、積極的に報道機関等への情報提供を行うとともに、むつ市教育委員会のホームページ等を活用し、子どもたちの素晴らしい活動を広く発信してまいりたいと考えております。

## **質問者 15番 井田茂樹 議員**

### **質問事項：4. 閉校する学校施設の活用について**

#### **(1) 奥内小学校、近川中学校の再利用について**

質問の要点：① 閉校後の奥内小学校は学びの多様化学校の第一候補と考えているとのことだが、近川中学校の再利用はどのように考えているのか

## 【答弁概略】

### 4. 閉校する学校施設の活用について

#### ① 閉校後の奥内小学校は学びの多様化学校の第一候補と考えているとのことだが、近川中学校の再利用はどのように考えているのか

奥内小学校は、新たに開校を予定している学びの多様化学校の開設場所の第一候補と検討しており、6月24日に地域の皆様への説明会を開催する予定としております。

近川中学校は、地域の皆様の御理解のもと、令和8年度末を持って閉校することとなりました。閉校後の校舎の再利用につきましては、現在、様々な角度から検討を重ねているところでありますが、しっかりと地域の皆様からの意見を伺いながら進めてまいります。

#### (再質問) 学びの多様化学校と通常の小・中学校は、どのような違いがあるのか 伺う

「学びの多様化学校」とは、様々な事情により不登校の状態にある児童生徒を対象に学びの場を提供する正式な学校であり、文部科学省が進める不登校対策のひとつであり、誰一人取り残されない学びの保障を目的としております。

学びの多様化学校では、児童生徒に寄り添った柔軟な教育課程の編成や、個別最適な学習の提供が可能となるなど、より一層の学びの充実が可能となります。具体的には、学び直しの時間の創設、体験活動の重視、さらには登校日数や登下校時間の柔軟な設定などを通じ、子どもたちが自分のペースで安心して学びを進められる学校として期待されております。

#### (再質問) 令和8年度に教育支援センターを移転すると発表があったが、学びの多様化学校と教育支援センターの役割の違いについて伺う

むつ市教育支援センターは、現在在籍している学校へ通うことは難しいものの通学意欲をもっている児童生徒を対象にした施設で、様々な活動を通してエネルギーを蓄えることで、在籍校への復帰を目指すことを目的としております。

一方、学びの多様化学校は、現在在籍している学校への復帰は難しいものの、学びの多様化学校へ転校し、新しい環境のもと少人数かつゆとりのあるカリキュラムであれば学校へ通えるかもしれないという子どもたちのニーズに応え、「学校に通うこと」「学校で学ぶこと」を目的としております。

教育委員会といたしましては、子どもたちに多様な学びの場を提供し、それぞれが役割分担と連携を図ることで不登校支援の充実に努め、誰一人取り残されないという学校教育の実現に努めてまいります。

#### (再質問) 学びの多様化学校において、自然環境や地域の人材・文化・産業といった地域資源をどのように生かしていこうと考えているのか

また、地域住民との連携や協働によって、地域ぐるみで子どもたちを支える仕組みづくりについて、市としての具体的な取組や方向性を伺う  
学びの多様化学校においては、体験活動や地域の特色を生かした教育活動が教

育課程を編成する上で重要な要素であると認識しております。

先日視察いたしました他自治体の学びの多様化学校においても、地域の自然環境を活用した活動や、NPO法人との連携による取組を通じて、子どもたちが生き生きと学びに取り組んでいる姿を拝見いたしました。

第一候補地である奥内地区におきましては、学校と地域の皆様とのつながりが深い地域であり、豊かな自然のもと、ゆったりとした空気感の中で子どもたちが伸び伸びと過ごすことが期待できる地域でもあります。こうした資源を最大限に活用した教育課程のあり方について、今後、地域の皆様の御意見を伺いつつ、設置検討委員会において十分に議論を重ねてまいりたいと考えております。

**質問者 16番 浅利 竹二郎 議員**

**質問事項：3. 学校教育における国旗・国家の取り扱いについて**

- (1) 国旗・国歌の教育的意義と指導方針について
- (2) 教育の実施状況と実際の指導について
- (3) 日本人に愛国心の発露たる国旗・国家を尊崇する心情を育むためにはどうあればよいか

**質問の要点：**① 学校において、国旗と国歌を学習する意義と指導方針について伺う  
② 学校でどのように指導しているのか伺う  
③ 国旗・国歌を尊崇する心情を育むためにはどうあればよいかを伺う

**【答弁概略】**

**3. 学校教育における国旗・国歌のとあり扱いについて**

**① 学校において、国旗と国歌を学習する意義と指導方針について伺う**

全ての児童生徒に共通して指導する内容を定めている学習指導要領では、国旗・国歌の意義について、社会科、音楽科及び特別活動において指導することとされております。その中で、国旗と国歌それぞれの歴史を背景に、「日章旗」が国旗であり、「君が代」が国歌であることが法律によって定められていること、国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を養うとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を養うよう配慮することとされています。

これらを踏まえて国旗と国歌を国の象徴として大切にしながら、他国と互いに尊重し合う態度を養うことが国を愛する心情を養うことに繋がるものと認識しております。

**(再質問) 教育長として、子どもたちに国旗・国歌を通じて、どのような価値や心を育てたいとお考えか、見解を伺う**

国旗である日章旗と国歌である君が代には長い歴史があり、時代によって日章旗や君が代が担う役割や国民の認識が多様であったと理解いたしておりますが、国旗及び国歌を国の象徴として大切にすべきであることは言うまでもありません。

日章旗の白地は純粹さや清らかさ、赤い丸は「日出ずる国」として太陽を表し、どちらも命や自然への感謝が込められており、君が代には末永い繁栄と平和を祈念する思いが込められていると認識しております。

国旗と国歌について学習することを通して、先人や自然への感謝、平和な社会の作り手としての自覚など、国を愛する心を育ててまいりたいと考えております。

## ② 学校でどのように指導しているのか伺う

### ③ 国旗・国歌を尊崇する心情を育むためにはどうあればよいかを伺う

社会科においては、小・中学校ともに国際社会について学習する際に、国旗について歴史的背景を踏まえ、他国も含め、国の象徴たる国旗を尊重する心の育成に取り組んでおります。

音楽科では、小学校の学習指導要領に「国歌『君が代』は、いずれの学年においても歌えるように指導すること」と記載されており、小学1年生から中学3年生までの全学年の教科書に歌詞や楽譜が掲載され、歌詞の意味、国際的儀礼についても記載されているため、併せて指導しております。

また、入学式及び卒業式においては、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と記載されており、実際に学校では、壇上に国旗を掲げ、式の中で国歌を斉唱しております。

このように、学校では各教科の授業と学校行事を関連付けながら指導しており、今後も法律や学習指導要領に基づき、国旗・国歌について認識を深めさせながら国を愛する心を育てまいりたいと考えております。

### **(再質問) (学習指導要領に基づき国旗・国歌を尊重する態度を育む)、ということだが、学校現場では具体的にどのような言葉や説明を子供たちにしているのか、実例があるか伺う**

社会科では国際協力や国際連合などの国際社会について学習する際に、国旗に触れながら指導しております。一例を挙げますと、小学6年生ではオリンピックを例に互いの国旗と国歌に敬意を表して友好を深めること、国旗と国歌にはその国の成り立ちが深く関係していることについて指導しております。

音楽科の教科書では、君が代の楽譜に歌詞とともに「平和が続くことを願う歌」と記載されており、その旨指導がなされております。

### **(再質問) 「郷土を愛し、日本を愛する心を育てる」という観点から、本市の教育や人づくり全体において、国旗・国歌をどのように捉えているのか、ご所見を伺う**

国旗と国歌は、日本の歴史・文化・伝統を象徴する大切な存在であり、国民として愛国心を育む上で重要な役割を果たすものと認識しております。

### **(再質問) 国旗・国歌に限らず、市として今後さらに郷土愛や公共心を育てる教育をどのように支援していくのか、お考えをお聞かせ願う。**

郷土愛や公共心を育てる教育は、学校内だけではなく、地域を学びの場としても行われております。一例を挙げますと、下北ジオサイトの見学や地域での職場

体験学習、お祭りへの参加などがありますが、体験を通した学びは、より豊かな人間性を育むものと認識しております。

そのため、学校の教育活動を支援するとともに、むつ市の自然や産業、伝統文化など、地域資源が次の世代へしっかりと引き継がれていくよう関係団体への支援についても検討してまいります。

**質問者 11番 野中貴健 議員**

**質問事項：3. 人口減少対策について**

(3) 小中学校の大規模な統廃合を検討する時期にきていると考えるが、市の見解について伺う

(4) 郷土愛を育む教育が人口流出を留める手立てだと考えるが、市の見解について伺う

質問の要点：① 小中学校の大規模な統廃合の検討について

② 各地域のお祭りを見ればお祭りが好きだから地元に残る、あるいはUターンで帰ってくる子どもが多いのではないかと感じるので、歴史や文化を含めた教育をより実践してみたい

**【答弁概略】**

**3. 人口減少対策について**

**① 小中学校の大規模な統廃合の検討について**

教育委員会では、平成27年1月に文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」に基づき、平成28年に「むつ市学校規模適正化に関する方針」を策定し、学校規模の適正化に努めてまいりました。

この方針につきましては、方針の策定から8年が経過し、統廃合を実施した学校もあることから、本年4月に新たな方針を作成したところであります。

新しい方針の中では、児童生徒数の動向に留意しながら、当面は現状の学校規模での教育活動を推進していくこと、よりよい教育活動を維持することが難しい場合は、統廃合を含め学校規模のあり方についても検討を進めることとしております。

一方、どの地域においても学校が地域コミュニティの中心となっていること及び教育DXの推進により、教育を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、人口減少化における学校の在り方についても調査、研究を進めてまいります。

**(再質問) 現在の中学3年生の人数と昨年度のむつ市の出生数を伺う**

令和7年5月1日時点での中学3年生の人数は450人となっております。また、昨年度の出生数とは若干異なりますが、令和7年3月31日時点でのゼロ歳児の人数は、187人となっております。

**(再質問) 統廃合について、児童生徒及び保護者へのアンケート調査をしては**

本年4月に新しい学校規模適正化に関する方針を定めておりますが、児童生徒数の動向に留意しながら、当面は現状の学校規模での教育活動を推進していくこ

とを目指しておりますので、アンケートについては、状況をみながら必要に応じて実施を検討してまいります。

**(再質問) 各学校のスクールバス、中学校の「むつ☆かつ」の送迎バス費用の総額は**

令和7年度予算ベースで、スクールバスは1億1,615万3千円、「むつ☆かつ」の送迎バスは1億6,007万円、総額は2億7,622万3千円となっております。

**(再質問) (バスに係る経費は増えるかもしれないが) 大規模な統廃合を行えば効率的になり、財源を教育に投資できるのでは**

具体的な試算は行っておりませんが、市町村立学校に係る経費については、県が負担する教職員給与を除き、市町村が負担することになっているため、統廃合を進めることで、施設の維持管理費や光熱水費等といった経費の削減は見込まれます。

教育委員会といたしましては、「児童生徒の希望、保護者の意思を最優先に望ましい教育環境の構築を最重要に議論を進めていく」考えに変わりはありませんが、議員御指摘の点も踏まえ、調査、研究を進めてまいります。

**② 各地域のお祭りを見ればお祭りが好きだから地元に残る、あるいはUターンで帰ってくる子どもが多いのではないかと感じるので、歴史や文化を含めた教育をより実践してみたいは**

令和4年9月に策定した「第2期むつ市教育大綱」において、施策に掲げる「地域とともにある学校」の取組として、「ふるさとむつ市への愛着と誇りを育む教育」を重要な柱に位置付けております。

また、令和5年3月に策定した「第3次むつ市学校教育プラン」では、「郷土を愛し、高い志を持って主体的に未来を切り拓く人づくり」を推進目標に掲げ、さらに令和6年4月には「むつ市伝統行事及び民俗芸能の継承発展に関する条例」が施行されております。これらを受け、各校では地域資源を活用した学習や、地域の方々との交流を進めております。

小学校においては、ジオパーク体験学習やジオサイトの見学を通して、地域の自然の特色や美しさ、そこに関わる人々の努力や工夫に気付き、郷土への理解と関心を深めております。

中学校においては、地域の自然や文化についてジオパークと関連付けて学ぶことで、地域資源への理解を深めているほか、文化祭で地域のお祭りや郷土芸能に取り組んでいる例もございます。

また、地元の事業所等での職場体験学習では、働くことの意義や必要な力を学ぶとともに、地域の現状や社会との関わりについて考える機会を設けております。今後も、これらの地域に根ざした学びを通して、児童生徒が自らの郷土に誇りをもち、将来にわたって関わり続けたいと思えるような教育の充実に努めてまいります。

**質問者 12番 佐藤広政 議員**

**質問事項：1. 教育行政について**

**(1) むつ市防災食育センターの運営について**

**質問の要点：① 稼働から二か月経ったが、現段階での運営状況はについて**

**② 防災食育センター稼働のメリット・デメリットについて**

**③ 今後の課題、改善点について**

**【答弁概略】**

**1. 教育行政について**

**① 稼働から二か月経ったが、現段階での運営状況はについて**

むつ市防災食育センターは、本年4月8日に学校給食の提供を開始し、6月12日までの45日間で、14万食の学校給食を児童生徒及び教職員に提供しております。

現在、市内小・中学校の学校訪問を行っており、校長先生との面談の中で、学校給食の状況についてもお話を伺っておりますが、どの学校からも「おいしい」との感想をいただき、運営全般についても概ね高評価をいただいていることから、順調にスタートできているものと認識しております。

**② 防災食育センター稼働のメリット・デメリットについて**

運営に当たってのメリットにつきましては、新しい設備、徹底した衛生管理の下、安全・安心な給食を提供できていることが何よりのメリットと考えております。

また、これまでの各学校の調理場は、築40年を経過している施設が多く、老朽化に伴う今後の改修費の増大が課題となっておりますが、給食施設の集約化を図ることで財政負担の軽減にも繋がっているものと認識しております。

デメリットにつきましては、大規模調理場であり、最低食数を1,000食と設定していることから、個々の学校の行事に対応できないことや、市内14校の学校給食を提供しておりますが、配送に時間を要する学校があることが挙げられます。

**③ 今後の課題・改善点について**

現在は学校給食の提供に注力しているため、施設見学や食育に関する事業の準備が整っていないことが挙げられます。

教育委員会としましては、これらの課題の解消を図りながら、引き続き児童生徒への安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

**(再質問) 米高騰、食材高騰による影響は**

防災食育センターでの調理と昨年度までの各学校での調理では、食数や納入回数、納入形態が異なるため、一概には比較できませんが、直近3年間の4月納品分の主要食材1kgあたりの価格の推移についてお知らせします。

	米 飯	牛 乳	豚 肉	人 参
令和5年度	566.8円	280円	1,227円	314円
令和6年度	660.4円	298円	1,247円	431円
令和7年度	520円	352円	1,387円	499円

防災食育センターでの食材高騰に対する対応としましては、給食の品質と量を確保するため、年間を通じて安定供給されている冷凍食品を使用するなどの対応をしておりますが、今後は入札制度の導入の可能性についても研究してまいりたいと考えております。

#### **(再質問) 子どもたち、父兄、教職員の反応は**

今後の運営の参考のため、5月28日付けで給食を提供している学校宛てに「児童・生徒用」と「教職員用」の2種類のアンケートを実施し、7月中旬までに結果をまとめる予定でおります。

また、保護者の皆様との情報共有や情報交換等につきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

#### **(再質問) 食材の地産地消の状況と市内業者への発注状況は**

地産地消の重要性につきましては強く認識しており、一例としまして、防災食育センターの白米はむつ市産のまっしぐらを100%使用しております。

その他の食材につきましては、生産者や経済団体等の御協力をいただきながら、これまで同様に地元食材の積極的な使用を図ってまいりたいと考えております。

また、市内事業者への発注状況につきましては、5月末までに15事業者に発注をしており、その内、市内事業者は11事業者となっております。

#### **(再質問) アレルギーに対しての各学校への対応は**

食物アレルギー特定原材料8品目の内、小麦を除いたエビ、カニ、くるみ、そば、卵、乳（乳製品）及び落花生の7品目を完全除去した食物アレルギー対応給食を提供しており、現在、30名の児童生徒に提供を行っております。

また、アレルギー対応給食以外の食物アレルギー対応を希望する児童生徒が、個別にアレルゲンの除去や代替食対応ができるよう、特定原材料8品目及び特定原材料に準ずる20品目を記載した「28品目食物アレルギー対応用献立表」を希望者に配布する対応も行っております。

#### **(再質問) 子どもの頃に身についた食習慣を大人になってから改善することは困難である。この施設は食育の核となる施設だが、現在どのようなプログラムが実施、検討されているか**

食育の取組につきましては、施設見学时に実際に給食を調理している過程を2階からガラス越しに見学することや、手洗い指導、DVD等を活用した五大栄養素や生活習慣病のリスクを学ぶためのプログラムを検討しております。

**(再質問) 廃止となった共同調理場や調理施設は、今後どのように有効活用されるのか**

令和6年度で廃止となった調理施設は、共同調理場2か所、学校の調理施設として、小学校4か所、中学校4か所となっております。

共同調理場につきましては、現時点で他の用途への活用は予定しておりませんが、学校の調理施設につきましては、防災食育センターから搬入された給食の仕分け作業場として、また、児童生徒が着用する給食衣の洗濯場として活用しております。

**質問者 5番 濱田 栄子 議員**

**質問事項：2. むつ市下北自然の家について**

**(1) アウトドア体験や環境問題を学ぶにあたり教育体験の施設として必要不可欠と思うが、市の考えを問う**

**質問の要点：① アウトドア体験、宿泊体験ができる貴重な場所を保持できないか**

**【答弁概略】**

**2. むつ市下北自然の家について**

**① アウトドア体験、宿泊体験ができる貴重な場所を保持できないか**

下北自然の家につきましては、宿泊可能な施設として、小学5年生の宿泊体験学習や自然環境をいかした野外体験学習等の実績を評価する一方で、年間約1億円と多額の指定管理料を要する施設でありながら、利用者数が減少していること、施設の老朽化により、今後、多額の改修費が見込まれることから、令和4年度より廃止を検討する施設と位置づけ、検討を重ねてまいりました。

この間、指定管理者である一般財団法人むつ市教育福祉振興会では、利用者の増加を目指し積極的な広報に努めるほか、新たな野外プログラムの開発や、県有施設である梵珠少年自然の家や種差少年自然の家との情報交換を行いながら、より多くの方々に御利用いただけるよう取り組んでまいりました。

しかしながら、コロナ禍や少子化の影響は大きく、令和元年度と令和6年度の利用者数を比較しますと、約2,800人の減少となっており、この減少傾向は今後も続くものと深く憂慮いたしておりました。

これらの課題と現状を踏まえ、令和7年3月に、教育委員会として施設廃止の結論に至ったところであります。

なお、下北自然の家周辺の自然環境をいかした野外体験活動については、今後、建物を利用しなくても魅力ある取組が可能であるかを検討してまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

**質問者 1番 高橋 征志 議員**

**質問事項：1. 内申書について**

**(1) 生徒の主体性を阻害することへの懸念について**

(2) 保護者の活動が内申書に反映されるという誤解について

(3) 部活動が地域移行した後の「部活動欄」の記載について

- 質問の要点：① 生徒の自主的な活動や、権利の行使としての学校や教員に対する意見等が、内申書にマイナスに評価されることはあるか
- ② P T A活動をはじめ、保護者の活動が内申書に反映されることはあるか
- ③ 部活動が地域移行した当市において、内申書の「部活動」の記載は、どのようになされるのか

## 【答弁概略】

### 1. 内申書について

- ① 生徒の自主的な活動や、権利の行使としての学校や教員に対する意見等が、内申書にマイナスに評価されることはあるか

青森県立高等学校入学者選抜では、選抜資料の一つとして、中学校で作成された調査書を使用しております。

調査書は、原則として「中学校生徒指導要録」及び「生徒健康診断表」に基づき記入する書類であり、その記入に際しては「生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げる」となっており、このことは青森県教育委員会のホームページにおいて公表されております。そのため、調査書は生徒一人ひとりの努力と成長を記入するものであり、マイナス面を記入するものではありません。

また、調査書の作成に当たっては、一人の教員の主観とならないよう、校内調査書作成委員会を設置し、記述内容や基準を設け、記入された内容を複数の目で確認し作成しております。

このようなことから、議員御指摘のような御心配は全くございませんので、御安心いただきたいと思います。

(再質問) 本やネットでは、「内申書が脅しのように使われている」という言説もある。仮に生徒や保護者がそのように感じた場合、どうすればいいか

そのようなことはあってはならず、本市においてそうした事実はないものと認識しております。

仮にそのように感じるがあった場合には、遠慮せず在籍している学校または教育委員会へ御相談いただきたいと思います。

- ② P T A活動をはじめ、保護者の活動が内申書に反映されることはあるか

学校及び保護者から当教育委員会にそのような問い合わせはございませんが、もしそうした誤解をもつ方がおられるのであれば、この場を通じ、保護者の活動が調査書に反映されることは「ない」ということをお伝えさせていただきます。

(再質問) 保護者の属性（保護者がどんな人物か）や、保護者の印象で、生徒の内申書の書きぶりが変わることはあるか

そのようなことは一切ありません。

また、一人の主観による記載とならないよう校内調査書作成委員会を構成し、

複数の目で子どもたちを肯定的に評価し、その努力と成長が伝わるような文章標記となるよう努めておりますので、御安心いただきたいと思います。

**(再質問) 内申書について誤解に基づき不安に思う保護者もいると聞く。学校ではどのような取組をしているか**

生徒も保護者も、調査書がどのようなものなのか分からないため不安を感じる、ということは考えられます。

学校での取組を御紹介いたしますと、調査書とはどのようなものを学習する機会をもつ学校があります。

また、実際の調査書の様式を用いて、生徒に具体的な目標をもたせるために「理想の調査書づくり」といった活動をしたり、その活動を参観日に行い、保護者にも見ていただいている学校もあります。

このような活動を通して、「調査書に載るから」ではなく、自己実現のために「生徒会活動等に挑戦してみよう」と意欲をもって活動する例もありますので、御安心いただきたいと思います。

**③ 部活動が地域移行した本市において、内申書の「部活動」の記載は、どのようになされるのか**

昨年度におきましては、地域クラブの活動については、「部活動」の欄は空欄とし、「その他」の欄に記載しており、出願先高等学校に於いて部活動と同等に評価されているものと認識いたしております。

むつ☆かつでは、毎学期末に、各クラブでの活動の様子や大会等の結果について、文章表記にて各中学校に伝えております。

また、むつ☆かつ以外の一般クラブに対しても、同様に学校へ伝えていただくよう依頼しております。

部活動が学校から離れても、子どもたちの活動の様子が伝わるように取り組んでおりますので、御理解を賜りたいと存じます。

**(再質問) 教員による教育的観点からの評価と、あくまで一般の方であるマネージャーとの評価とで、差が生じることはないか（教育的観点から評価されなくなることにより、不利益は生じないか）**

むつ☆かつは学校から離れた活動ですが、勝敗のみ、競技力向上のみを目的とするのではなく、生徒の人格的な成長を目的として活動しております。

その視点に立ち、マネージャーが作成した文書を、教育委員会の複数の職員が確認を行ったうえで学校へ伝えておりますので、御安心いただきたいと思います。

**(再質問) 昨年度までにすでに一部の部活が地域移行してきたが、これまで内申書の記載や入試について、学校現場での混乱やトラブルはあったか**

教育委員会では、毎学期末に資料を学校に提供し、各学校ではそれを通知票に記載する形で保護者へ子どもたちの活動の様子、努力が伝わるようにしております。

そのような配慮のもと、これまでに混乱やトラブルはなかったと認識しており

ます。

**質問者 14番 中村正志 議員**

**質問事項：3. 学びの多様化について**

- (1) 開校に至る背景とその目的について
- (2) 学びの多様化学校とはどのような学校か

- 質問の要点：**
- ① 学びの多様化学校の開校に至る背景と、学びの多様化学校の目的について伺う
  - ② 学びの多様化学校とはどのような学校なのかについて伺う。その際、分教室型を選ばずに併設型にした理由を含めて答弁いただきたい

**【答弁概略】**

**1. 学びの多様化について**

**① 学びの多様化学校の開校に至る背景と、学びの多様化学校の目的について伺う**

開校に至る背景についてであります。本市においては、近年、不登校の児童生徒が増加傾向にあり、早急な対応が求められていることがございます。その要因といたしましては、友人関係のトラブルや学習面での悩み、家庭環境など多様な事情を抱えていることが挙げられます。

市ではこれまで全ての児童生徒の学びを保障するため校内支援センター、むつ市教育支援センター及びメタバース支援センターなどの取組を進めてまいりましたが、新たな取組として学びの多様化学校を設置することといたしました。

**② 学びの多様化学校とはどのような学校なのかについて伺う。その際、分教室型を選ばずに併設型にした理由を含めて答弁いただきたい**

「学びの多様化学校」とは、様々な事情により不登校となっている児童生徒を対象に、学びを保障する目的で設置する学校であり、文部科学省が誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として進めている取組の一つでございます。

この学びの多様化学校では、児童生徒に寄り添った柔軟な教育課程の編成や、より充実した個別最適な学習の提供が可能となるなど、従来の小中学校とは異なるアプローチで教育活動を行うことができます。

すでに他県で開校している学校では、学び直しの時間、体験活動の重視、さらには登校日数や登下校時間の柔軟な設定などの取組により、児童生徒が自分のペースで安心して学びを進められるよう工夫されております。

こうした特別な教育課程に基づく学校運営をより柔軟かつ適切に行うため、また管理職を含む十分な教職員配置を確保するために、分教室型ではなく、単独校としての設置を考えております。

また、本市では、支援を必要とする児童生徒の年齢層が幅広いことに加え、小・中学校の9年間を見通した継続的な支援が可能となることから、小学生と中学

生がともに学べる「小中併置型の学びの多様化学校」として設置することといたしましたので、御理解を賜りたいと存じます。

**(再質問) 視察に行った白石きぼう学園とはどのようなところであったか(特別な教育課程、不登校生に配慮した工夫、教職員の配置など)**

白石きぼう学園は、東北で初めて設置された「学びの多様化学校」であり、「今のあなたを認め、受け入れる学校」「学校らしくない学校」をコンセプトとした、小学生と中学生が共に学ぶ小中併置型の学校です。

当该校では、登下校の時刻を柔軟に設定するとともに、一人ひとりの興味・関心に基づいた探究活動や体験活動を取り入れるなど、児童生徒が自分のペースで学べるよう工夫された教育課程が編成されておりました。

また、一人一人に寄り添った支援を行うため、県費負担の教職員に加え、支援員やスクールカウンセラーなど、白石市の会計年度任用職員も配置されておりました。当市におきましても、白石市と同様に小中併置型の学校の設置を目指していることから、白石きぼう学園の取組を参考にしつつ、設置検討委員会でしっかりと協議して教育課程を編成してまいりたいと存じます。

**(再質問) 学びの多様化学校に入学するまでの流れはどうか。また、入学した児童生徒はこれまでの一般の学校を母校として通うのか、学びの多様化学校が母校となるのか**

「学びの多様化学校」へ通学するためには、転入学の手続きが必要となるため、在籍校が変更されることとなります。

また、「学びの多様化学校」への転入学の流れにつきましては、設置検討委員会において協議していくこととなりますが、児童生徒にとってよりよい学びの場を見極めるために、学校見学や体験入学、教育相談を丁寧に行った上で、今後新たに設置する市の就学委員会で協議し、受け入れの可否を決定する予定としております。

**(再質問) 学びの多様化学校を卒業した児童生徒は、一般の学校へ復帰を目指すのか**

詳しい内容につきましては、設置検討委員会において決定していくこととなりますが、「学びの多様化学校」に転入学する児童生徒は、この学校なら通える、学べるという児童生徒であると考えております。

学びの多様化学校においては、短期的な学校復帰を目標とはいたしておりませんが、将来的な社会的自己実現の基礎づくりを目的としていることは他校と同様となります。したがって、小学生につきましては、中学部への進学を基本としながら一般の中学校への進学を、そして中学生につきましては、高校進学を含む様々な進路について児童生徒及び保護者と協議し、望ましい進路選択を支援してまいりたいと考えております。

このようなことから、設置検討委員会において協議を進めるとともに、他自治体の事例も参考にしながら、開校へ向け、準備を進めてまいります。

## 2. 議案審議 6月18日(水)

### 教育委員会関係

議案第34号 令和7年度むつ市一般会計補正予算  
学びの多様化学校設置事業費を計上。

⇒6月18日(水) 原案可決

## 3. 所管事務調査 6月18日(水)

### 総務教育常任委員会

#### 調査事項:児童生徒の通学における交通安全対策について

##### 【現状】

各学校では、地域及び児童生徒の実態に応じ、全ての児童生徒が、安全に関する資質・能力を身に付けることや、学校管理下における児童生徒の事故に関し、死亡事故の発生件数をゼロにすることを目指すとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを目指し、学校安全計画を策定しております。

本計画では、安全教育に関する事項と安全管理に関する事項があり、特に安全管理に関する事項では、生活安全、交通安全、災害安全、及び通学の安全等の観点から、指導事項を学年別・月別に設定しております。

例えば、小学校低学年であれば、「安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や事件・事故災害時には、教職員や保護者など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。」ことを重点とし、通学路の確認や安全な登下校等についての指導、交通安全教室等を、地域や児童の実態に応じて実施しております。

また、保護者に対して通学時の「自家用車での送迎についてのお願い」等を文書で依頼する学校もあり、児童生徒が安全に過ごせるよう交通安全の呼び掛けを行っております。

##### 【問題点】

交通安全について計画を立て、児童生徒への指導に取り組んでおりますが、一人一人が危険から身を守る意識を持ち、交通ルールを守る姿勢がしっかりと身につけているかということが、重要であり問題点でもあります。

特に、学校敷地外で教職員の目がとどかない場所での事故の危険性が高くなるものと考えられ、実際に「車道にはみ出て歩く」「自転車を乱暴に運転している」といった情報が学校に届けられることがあります。

また、学校や児童生徒、社会環境や自然環境は年々変化しており、新たな危険事象や各地域でこれまで想定されていなかった災害等が発生しており、それらへの対応が求められております。

### **【対応策】**

学校安全の取組については、全ての教職員がその重要性を認識し様々な取組を役割分担しながら進めるために、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、取組のねらい・内容等について全教職員の共通理解を図り、役割分担を明確にし、取組を進めております。また、保護者や関係機関等と連携協力を図ることも重要であることから、教職員のみならず保護者や地域住民と情報を共有し、学校安全計画の内容に係る協議への参画を要請するなど、協働での取組を進めております。加えて、各学校では、自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、学校安全計画や取組について毎年見直しを行っており、教育委員会では、その内容について適切に行われているかの確認を行っております。

また、大型連休や長期休業の前には、各学校に対し、生徒指導及び安全指導の徹底をお願いしており、各学校では児童生徒に指導するとともに、学校だよりや参観日などを通じて、保護者への啓発にも努めております。

### **【各学校での自家用車の乗り入れ及びむつ市で行っている交通安全対策について】**

各学校の保護者の送迎時における校地内への自家用車の乗り入れ状況につきましては、12の小・中学校において乗降場所を限定して認めております。また、校地内への乗り入れを認めていない学校については、校地外の特定の場所を乗降場所に指定するなどの対策をしております。

地域による交通安全対策といたしましては、交通整理員の配置と見守り隊による取組がございます。今年度、10名の交通整理員の皆様が市内8カ所に立ち、横断歩道等において児童生徒の誘導や通学路の安全確保に御協力いただいております。見守り隊につきましては、4月1日現在で236名の皆様に御登録いただき、児童生徒の登下校の様子等、見守り活動を行っていただいております。



## 報告第2号

### 臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和7年8月28日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

### 提案理由

第1期GIGAスクール構想において整備されたタブレットパソコンが耐用年数を迎え、当該機器の一部を更新するにあたり、年度末の稼働に向けて納品を完了させるためには、早急に契約事務を進める必要があることから、臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第3号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和7年8月4日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

1 取得する財産

物品 タブレットパソコン等

品 名	数 量
タブレットパソコン (ソフトウェア等含む)	1, 528台

2 事業スケジュール

令和6年11月	令和7年度当初予算要求
令和7年 3月	青森県企画提案競技開催、業者決定
令和7年 8月中旬	仮契約
令和7年 8月28日	教育委員会会議
令和7年 9月	むつ市議会定例会、本契約
令和8年 3月下旬	納品完了

3 予算

当初予算 127, 380千円

財 源 特定財源 56, 089千円

一般財源 71, 291千円

積算額 88, 747千円

4 取得の目的 児童生徒一人一台端末の小学5、6年生及び  
中学2、3年生分の更新のため。

5 契約の方法 随意契約



## 報告第3号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）許可について

令和7年6月13日付、む農林第511号で、現状変更（捕獲）について、むつ市長より文化庁長官宛ての許可申請書が提出されたため、教育委員会の所見を付したうえで進達した。その後、令和7年7月18日付で文化庁長官より許可されたため、むつ市長宛に伝達した。

### 1 許可内容

- ・第3次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）に基づいた、加害群除去等の捕獲

### 2 捕獲申請頭数

- ・15群及びハナレザル 計440頭

加害群除去

Ko2-A群63頭、Ko2-B群34頭、A2-85群19頭、O1-A群35頭、O2-B群39頭、M2-B群57頭、Ab群70頭

個体数調整

S1-A群9頭、S1-B群12頭、S2群8頭、Os1群16頭、A2-84A群7頭、A2-84B群6頭、A87-A群25頭、I2-A1群7頭

ハナレザル 33頭

### 3 許可条件

- ・捕獲対象地域は、特定鳥獣管理計画に基づく地域とすること。
- ・事業終了後は文化庁長官あての終了報告を提出すること。



## 報告第4号

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（伐採・土地の形状変更）に係る協議について

令和7年7月10日付、7下北管第359号で、サル生息北限地の現状変更（伐採・土地の形状変更）について、下北森林管理署長より文化庁長官宛ての協議書が提出されたため、教育委員会の所見を付したうえで進達した。

### 1 協議内容

- ・天然記念物指定区域内における立木公売に伴う分収造林地の皆伐、及び伐木搬出路作設のための支障木伐採、土地の造成

#### ※分収造林

契約に基づき、国以外の造林者が国有林内で木を植え育て、成林後に木を販売した収益を、契約した割合に基づき国と分収する制度

### 2 協議地点

- ・むつ市脇野沢源藤城の国有林983林班内

### 3 協議理由

- ・主伐期を迎えた分収造林契約地点の売り払いのため

### 4 具体的な事業内容

- ・伐採予定面積 計79,330㎡（うち搬出路 3,630㎡）
- ・伐採予定本数 計 7,140本（うち搬出路 329本）

※搬出路に係る数値は現在の想定ルートを基に算出しているが、実際は業務を落札した業者がルートを決めるため、未定の部分があるとのこと。

## 5 教育委員会としての所見

- ・協議地点は4つのニホンザルの群の行動域に該当し、夜の寝場所、休息場所等として利用されている。
- ・搬出路については「未定」であるものの、現在の想定では天然林の伐採も行われることとなる。
- ・皆伐された場合、各群の行動様式に大きな影響を及ぼす。
- ・行動様式が変化した結果、さらに人里へ進出してくる恐れが十分に考えられ、各群の農業的、人的加害レベルが上がる恐れがある。
- ・天然記念物の区域指定は当区域の自然状態の保護を目的としていることから、人工林の伐採のために天然林まで伐採することは、文化財保護の視点から憂慮される。
- ・以上、下北森林管理署に対し、伐採方法の再考、搬出路の位置への配慮を求めらるべき。

## 6 備考

- ・教育委員会としての所見を付すにあたり、下北半島ニホンザル対策評価科学委員会の磯山隆幸委員より御教示いただいた。

## 報告第5号

### 臨時代理した事項の報告について

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理したので同条第2項の規定に基づき、これを報告する。

令和7年8月28日

むつ市教育委員会教育長 阿部謙一

### 提案理由

現教育研修センターを旧カトリック幼稚園に移転することにより、利用者がより安心・安全な環境で支援を受けられるようにする。また、移転にあわせて改修することにより、不登校支援の機能強化を図り、不登校児童生徒及びその保護者の支援を充実させる。

本事業の実施に向け、むつ市議会第265回定例会に本案を提案する必要があることから、むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項により臨時代理したものである。

むつ市教育委員会臨時代理第4号

臨 時 代 理 書

むつ市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、次のとおり臨時代理する。

令和7年8月14日

むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙 一

## 令和7年度むつ市一般会計補正予算案（学校教育課分）

### 1 概要

現教育研修センターを旧カトリック幼稚園に移転することにより、利用者がより安心・安全な環境で支援を受けられるようにする。また、移転にあわせて改修することにより、不登校支援の機能強化を図り、不登校児童生徒及びその保護者の支援を充実させる。

本事業の実施に向け、工事費用の概算が判明したことから、工事請負契約を締結するために必要な予算を補正計上する。

### 2 補正予算案

#### 教育研修センター費

##### 教育支援センター改修工事（継続費設定）

○工事請負費（全体）	<u>215,556千円</u>
・建築工事	96,030千円
・電気設備工事	86,812千円
・機械設備工事	32,714千円

##### 継続費設定額

○工事請負費（令和7年度）	<u>72,523千円</u>	（現計予算額0円）
・建築工事	39,457千円	
・電気設備工事	21,098千円	
・機械設備工事	11,968千円	
○工事請負費（令和8年度）	<u>143,033千円</u>	
・建築工事	56,573千円	
・電気設備工事	65,714千円	
・機械設備工事	20,746千円	

### 3 スケジュール（予定）

令和7年9月	契約
令和7年9月～令和8年11月	改修工事
令和8年11月末	移転



## 報告第6号

### 令和7年度全国学力・学習状況調査結果報告について

令和7年度全国学力・学習状況調査における本市の結果を報告いたします。

#### 1 調査期日

令和7年4月17日木曜日

#### 2 調査対象学年

小学校第6学年及び中学校第3学年

#### 3 実施した教科

- ・小学校…国語、算数、理科
- ・中学校…国語、数学、理科

#### 4 学力検査の結果

参考資料参照